

## 令和7年 第 11 回 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和7年第11回船橋市農業委員会総会を11月7日午後3時船橋市役所本庁舎分室3階会議室1に招集する。

出席委員（14人）

|       |       |        |       |        |       |       |
|-------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|
| 石山 幸男 | 齋藤 教子 | 金子 しのぶ | 豊田 豊  | 長嶋 雄一  | 小川 晃  | 平野 恵昭 |
| 神山 茂樹 | 高橋 光一 | 藤家 雅子  | 藤平 尚志 | 穴倉 由紀雄 | 藤城 孝義 | 岡庭 一美 |

農地利用最適化推進委員（3人）

|       |       |      |
|-------|-------|------|
| 齋藤 英幸 | 木村 幸男 | 伊藤 貞 |
|-------|-------|------|

|    |                                                                                               |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長 | それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第11回農業委員会総会を開催いたします。<br>傍聴人はおりますか。                         |
| 次長 | おりません。                                                                                        |
| 議長 | それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。<br>（「はい」の声あり）                                     |
| 議長 | それでは、指名いたします。<br>6番小川晃委員と、12番穴倉由起雄委員の両名にお願いいたします。<br>それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い、審議に入ります。<br>次長。 |
| 次長 | 農地法第3条許可申請について、議案第1号の1を上程いたします。                                                               |
| 議長 | 本議案につきまして、神山審査班長の報告を求めます。                                                                     |

神山審査班長

それでは、今月 4 日、齋藤教子委員、齋藤英幸推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書 2 ページ、地図 1 から 2 ページをご覧ください。

議案第 1 号の 1 につきましては、旭町に本社を置き、農地所有適格法人、いわゆる農地を所有できる法人になるための 4 つの要件、1 ・法人形態、2 ・事業内容、3 ・議決権、4 ・役員要件の全てを満たす譲受人が、当該農地を取得し、新規就農を図るものです。

農業従事者は 3 名、従事日数は 8 0 0 日、農機具を一式保有しております。

以上、本議案につきましては、不許可の事由を規定した農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていることから、許可すべきものと思われます。

議長

ありがとうございます。ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可とすることに決しました。

次長。

次長

農地法第 3 条許可申請について、議案第 1 号の 2 を上程いたします。

議長

本議案の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、高橋光一委員は利害関係者に該当しますので退席を求めます。

————— 高橋光一委員退室 —————

議長

本議案につきまして、神山審査班長の報告を求めます。

神山審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書 2 ページ、地図 1 から 2 ページをご覧ください。

議長

議案第1号の2につきましては、旭町に在住の譲受人が、当該農地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

農業従事者は3名、従事日数は900日、農機具を一式保有しております。

以上、本議案につきましては、不許可の事由を規定した農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていることから、許可すべきものと思われます。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

意見がないようなので、採決をいたします。

本件につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可とすることに決しました。

高橋光一委員、入室をお願いします。

高橋光一委員入室

議長

次長。

次長

農地法第3条許可申請について、議案第1号の3から4を上程いたします。

議長

本議案につきまして、神山審査班長の報告を求めます。

神山審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書2ページ、地図3から4ページをご覧ください。

議案第1号の3につきましては、夏見に在住の譲受人が、当該農地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

農業従事者は2名、従事日数は360日、農機具を一式保有しております。

続きまして、議案書2ページ、地図5から6ページをご覧ください。

議案第1号の4につきましては、夏見に在住の譲受人が、当該農地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

農業従事者は2名、従事日数は360日、農機具を一式保有しております。

以上、2議案につきましては、不許可の事由を規定した農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていることか

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | ら、許可すべきものと思われます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長     | ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|        | (「異議なし」の声あり)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議長     | 異議なしの声がございました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|        | それでは、採決いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | 本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|        | 全員一致であります。よって、許可とすることに決しました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|        | 次長。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 次長     | 農地法第4条許可申請について、議案第2号の1を上程いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長     | 本議案につきまして、長嶋審査班長の報告を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 長嶋審査班長 | <p>それでは、今月4日、藤平尚志委員、木村幸男推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。</p> <p>議案書3ページ、地図7から9ページをご覧ください。</p> <p>議案第2号の1につきましては、八千代市で医療業を営む法人から要望を受け、駐車場として整備し、貸し出すものです。</p> <p>申請地は畑で、隣接地は転用許可済みの畑及び公衆用道路となっており、整備にあたり周囲にはコンクリートブロックを施工し、また、雨水は砂利敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。</p> <p>なお、申請地に隣接する農地は転用許可済みの農地以外ありません。</p> <p>資力については、必要となる金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。</p> <p>農地の区分については、申請地が、集团的農地として、おおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に隣接していることから、第2種農地と判断します。</p> <p>以上、本議案につきましては、許可相当と思われます。</p> |
| 議長     | ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長     | <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>異議なしの声がございました。</p> <p>それでは、採決いたします。</p> <p>本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。</p> <p>次長。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 次長     | <p>農地法第4条許可申請について、議案第2号の2を上程いたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議長     | <p>本議案につきまして、神山審査班長の報告を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 神山審査班長 | <p>それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。</p> <p>議案書3ページ、地図10から12ページをご覧ください。</p> <p>議案第2号の2につきましては、市内で自動車販売店を営む法人から要望を受け、駐車場として整備し、貸し出すものです。</p> <p>申請地は畑で、隣接地は田、現況道路の畑、雑種地及び水路となっており、整備にあたり周囲にはコンクリートブロックを施工し、また、雨水は砕石敷きによる自然浸透することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま</p> <p>す。</p> <p>なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みです。</p> <p>資力については、必要となる金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。</p> <p>農地の区分については、申請地が集团的農地として、おおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。</p> <p>以上、本議案につきましては、許可相当と思われま</p> <p>す。</p> |
| 議長     | <p>ただいまの審査班長報告に対して、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議長     | <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>異議なしの声がございました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

次長  
議長  
長嶋審査班長

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

次長。

農地法第5条許可申請について、議案第3号の1から3を上程いたします。

本件につきまして、長嶋審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書4ページ、地図13から15ページをご覧ください。

議案第3号の1から2につきましては、関連議案ですので一括説明いたします。

議案第3号の1から2につきましては、譲受人が当該地を贈与により取得し、宅地を拡張するものです。

申請地は畑で、隣接地は畑及び宅地となっており、雨水は自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みです。

また、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断します。

続きまして、議案書4ページ、地図16から18ページをご覧ください。

議案第3号の3につきましては、鉄鋼業を営む譲受人が、当該地を取得し、駐車場及び資材置場として整備するものです。

申請地は畑で、隣接地は畑、現況道路の畑、宅地、現況道路の宅地、公衆用道路及び雑種地となっており、整備にあたり周囲にはブロック及び万能鋼板を施工し、雨水は砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みです。

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>資力については、必要となる金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。</p> <p>農地の区分については、申請地が水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、教育施設である船橋北高等学校と社会福祉施設であるケアハウス船橋みどりの里があることから、第3種農地と判断します。</p> <p>以上、3議案につきましては、許可相当と思われます。</p>                                                                                                                                        |
| 議長     | <p>ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議長     | <p>異議なしの声がございました。</p> <p>それでは、採決いたします。</p> <p>本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。</p> <p>次長。</p>                                                                                                                                                                                                                    |
| 次長     | <p>農地法第5条許可申請について、議案第3号の4から6を上程いたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議長     | <p>本議案につきまして、長嶋審査班長の報告を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 長嶋審査班長 | <p>それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。</p> <p>議案書4から5ページ、地図19から21ページをご覧ください。</p> <p>議案第3号の4から5につきましては、関連議案ですので一括説明いたします。</p> <p>議案第3号の4から5につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、申請地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地29棟として転用するものです。</p> <p>申請地は畑で、隣接地は畑、宅地、道及び雑種地となっており、整備にあたり周囲にはRC擁壁、重量ブロック、防砂ネット及び仮柵を施工し、雨水は浸透貯留槽を設置して雨水管へ接続、汚水・雑排水は汚水管へ接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。</p> |

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であることから、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

また、申請地周辺には農地が存在するため、農地転用事業者から農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みであり、都市計画法の手続きについては、現在、申請中であります。

資力については、証明書等で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が美咲駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40パーセントを超える区域となるため、第2種農地と判断します。

続きまして、議案書5ページ、地図22から25ページをご覧ください。

議案第3号の6につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、申請地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地8棟として転用するものです。

申請地は畑で、隣接地は宅地、公衆用道路となっており、整備にあたり周囲にはコンクリートブロックを施工し、雨水は浸透施設、汚水・雑排水は合併浄化槽をそれぞれ設置して、雨水管へ接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地であることから、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

また、申請地周辺には農地が存在するため、農地転用事業者から農作業に伴う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みであり、都市計画法の手続きについては、現在、申請中であります。

資力については、証明書等で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

申請地が水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、教育施設である船橋二和高等学校と、社会福祉施設である船橋市身体障害者福祉作業所太陽があることから、第3種農地と判断します。

議長

以上、3議案につきましては、許可相当と思われます。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

次長。

次長

農地法第5条許可申請について、議案第3号の7から9を上程いたします。

議長

本議案につきまして、神山審査班長の報告を求めます。

神山審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書5ページ、地図26から32ページをご覧ください。

議案第3号の7につきましては、文化財保護法で史跡に指定されている取掛西貝塚の一部について、史跡を恒久的に保護するため、譲受人である船橋市が申請地を取得して文化財保護用地として整備するものです。

申請地は畑で、隣接地は畑、山林、宅地、墓地及び道となっており、整備にあたり周囲には一部に柵を設置し、また、雨水については、自然浸透することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みです。

資力については、令和7年度予算で議決されており、予算書について確認済みであり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が集团的農地として、おおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

続きまして、議案書6ページ、地図33から35ページをご覧ください。

議案3号の8につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、申請地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地12棟として転用するものです。

申請地は畑で、隣接地は畑、宅地及び公衆用道路及び道となっており、整備にあたり周囲にはブロックを施工し、雨水は貯留施設、汚水・雑排水は浄化槽をそれぞれ設置して、排水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

本申請は、特定建築条件付売買予定地であることから、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

また、申請地周辺には農地が存在するため、農地転用事業者から農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みであり、都市計画法の手続きについては、現在、申請中であります。

資力については、証明書等で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が飯山満駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40パーセントを超える区域となるため、第2種農地と判断します。

続きまして、議案書6ページ、地図36から38ページをご覧ください。

議案第3号の9につきましては、運搬業を営む譲受人が、当該地を賃借し、車両置場として整備するものです。

申請地は田で、隣接地は墓地、水路及び道となっており、整備にあたり周囲には柵板土留めを施工し、雨水は砂利敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する農地はありません。

資力については、必要となる金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が集团的農地として、おおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

|      |                                                                                |
|------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 議長   | <p>以上、3議案につきましては、許可相当と思われます。</p> <p>ただいまの審査班長報告に対して、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。</p>   |
| 高橋委員 | <p>高橋委員。</p>                                                                   |
| 議長   | <p>議案第3の9号は、賃借権10年の設定とありますよね。所有権ではなく賃借権の設定だけど農地法第4条ではなく第5条となった経緯を教えてください。</p>  |
| 事務局  | <p>事務局。</p>                                                                    |
| 高橋委員 | <p>事務局でございます。高橋委員のおっしゃるとおり、賃借権の設定、所有権は渡さず賃借権で貸して、譲受人が今回申請地を借りて農業をするという形です。</p> |
| 事務局  | <p>それでも農地法第4条ではなく第5条？</p>                                                      |
| 事務局  | <p>そうですね。農地法第5条の賃借権の設定になります。第4条ですと、当事者が転用するための法律になります。</p>                     |
| 高橋委員 | <p>分かりました。</p>                                                                 |
| 議長   | <p>ほかにご質問等ございませんでしょうか。</p>                                                     |
| 議長   | <p>ないようでしたら、採決をいたします。</p>                                                      |
| 議長   | <p>本議案につきましては、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p>                              |
| 議長   | <p>全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。</p>                                          |
| 次長   | <p>次長。</p> <p>農地法第5条許可申請について、議案第3号の10から12を上程いたします。</p>                         |

議長

長嶋審査班長

本議案につきまして、長嶋審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書6ページ、地図39から42ページをご覧ください。

議案第3号の10につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、申請地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地4棟として転用するものです。

申請地は畑で、隣接地は畑、宅地、公衆用道路及び雑種地となっており、整備にあたり周囲にはコンクリートブロックを施工し、雨水は浸透施設、汚水・雑排水は合併浄化槽をそれぞれ設置して、雨水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。本申請は、特定建築条件付売買予定地であることから、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

また、申請地周辺には農地が存在するため、農地転用事業者から農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みであり、都市計画法の手続きについては、現在、申請中であります。

資力については、証明書等で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

申請地が水道管・下水道管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、社会福祉施設である特別養護老人ホームあかりと、社会福祉施設である特別養護老人ホームひかりの郷があることから、第3種農地と判断します。

続きまして、議案書6ページ、地図43から45ページをご覧ください。

議案3号の11につきましては、譲受人が当該地を取得後、資材置場として整備し、自身が営む法人に貸し出すものです。

申請地は田で、隣接地は田及び用悪水路となっており、整備にあたり周囲には鋼板及び単管パイプ柵による土留めを施工し、雨水は碎石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みです。

資力については、必要となる金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が集团的農地として、おおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

続きまして、議案書6ページ、地図46から48ページをご覧ください。

議案3号の12につきましては、譲受人が申請地を取得し、都市計画法第34条第11号により、専用住宅1棟として転用するものです。

申請地は畑で、隣接地は畑及び道となっており、整備にあたり周囲にはブロック塀を施工し、雨水は浸透貯留施設を設置して雨水管に接続、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置して汚水管に接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

また、申請地周辺には農地が存在するため、農地転用事業者から農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みであり、都市計画法の手続きについては、現在、申請中であります。

資力については、証明書等で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が集团的農地として、おおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、3議案につきましては、許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対して、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 次長<br>議長<br>事務局 | <p>次長。</p> <p>生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、議案第4号の1を上程いたします。</p> <p>本議案につきまして、事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第4号は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願でございます。議案書は7ページです。</p> <p>本件につきましては、三山に在住していた農業従事者が令和7年5月に死亡したことにより、当該土地の法定相続人2名から、生産緑地の指定を受けている三山町5丁目及び6丁目の畑6筆、計9,323平方メートルについて、市長に買取り申出を行うため、証明願が提出されました。</p> <p>事務局による事情聴取、従事日数等の確認及び現地調査を行った結果、買取り申出事由の生じた者が、生産緑地法第10条の規定に基づく、農業の主たる従事者であると思われます。</p> |
| 議長              | <p>以上です。</p> <p>ただいまの事務局説明に対して、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議長              | <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>異議なしの声がございました。</p> <p>それでは、採決いたします。</p> <p>本議案につきまして、農業の主たる従事者として認定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>全員一致であります。よって、認定することに決しました。</p>                                                                                                                                                                                                                                          |
| 次長<br>議長<br>事務局 | <p>次長。</p> <p>農用地利用集積等促進計画案について、議案第5号の1から2を上程いたします。</p> <p>本議案につきまして、事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第5号の1から2につきましては、農用地利用集積等促進計画案についてでございます。議案書は8ページです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定において、市は農地中間管理機構の求めに応じて農用地利用集積等促進計</p>                                                                                                                                                                    |

画の案を作成する場合、農業委員会の意見を聴くものとされており、また、同条第4項の規定において、市は農業委員会の意見を聴いたときは、その旨及びその内容を記載した書類を農用地利用集積等促進計画の案に添付して、農地中間管理機構へ提出する必要があることから、市長から農業委員会の承認をいただきたい旨の依頼がありました。

1は、みやぎ台1丁目及び4丁目の畑3筆、計3,157平方メートルに賃借権5年。

2は、車方町の畑3筆、計2,342平方メートルに賃借権5年。

以上を、それぞれ改正前の農業経営基盤強化促進法で設定した利用権が12月に期限を迎えることから、継続して貸し借りを行うものです。

事務局において、借手の経営状況等を確認、調査した結果、計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対して、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農用地利用集積等促進計画案として、意見がないものとして、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、承認することに決しました。

次長。

次長

農用地利用集積等促進計画案について、議案第5号の3を上程いたします。

議長

本議案の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に準じ、伊藤貞推進委員は利害関係者に該当しますので退席を求めます。

\_\_\_\_\_ 伊藤貞推進委員退室 \_\_\_\_\_

議長

それでは、本議案につきまして、事務局から説明をお願いします。

|     |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | <p>議案第5号の3につきましては、農用地利用集積等促進計画案についてでございます。議案書は8ページです。</p> <p>3は、車方町の畑2筆、計1,766平方メートルに賃借権5年を、改正前の農業経営基盤強化促進法で設定した利用権が12月に期限を迎えることから、継続して貸し借りをを行うものです。</p> <p>事務局において、借手の経営状況等を確認、調査した結果、計画を承認することが適当であると思われます。</p> <p>以上です。</p>                               |
| 議長  | <p>ただいまの事務局説明に対して、ご意見はございませんでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>                                                                                                                                                                                                   |
| 議長  | <p>異議なしの声がございました。</p> <p>それでは、採決いたします。</p> <p>本議案につきまして、農用地利用集積等促進計画案として、意見がないものとして、承認することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>全員一致であります。よって、承認することに決しました。</p> <p>伊藤貞推進委員、入室をお願いします。</p> <p>_____ 伊藤貞推進委員入室 _____</p>                                                       |
| 議長  | <p>次長。</p>                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 次長  | <p>農用地利用集積等促進計画案について、議案第5号の4から6を上程いたします。</p>                                                                                                                                                                                                                 |
| 議長  | <p>本議案につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                             |
| 事務局 | <p>議案第5号の4から6につきましては、農用地利用集積等促進計画案についてでございます。議案書は9ページです。</p> <p>4は、豊富町の畑1筆、計1,000平方メートルに賃借権5年。</p> <p>5は、小野田町の田4筆、計4,070平方メートルに使用貸借による権利5年。</p> <p>6は、小野田町の田11筆、計9,382平方メートルに賃借権5年。</p> <p>以上を、それぞれ改正前の農業経営基盤強化促進法で設定した利用権が12月に期限を迎えることから、継続して貸し借りをを行うもの</p> |

です。

事務局において、借手の経営状況等を確認、調査した結果、計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農用地利用集積等促進計画案として意見がないものとして承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、承認することに決しました。

続いて、事務局より報告がございます。

次長

事務局より報告事項が7件ございます。

まず初めに、報告事項（１）、議案書は１０ページから１２ページになります。農地法第４条届出に係る受理通知書の交付について、９月中に１２件の届出を受理いたしました。

報告事項（２）、議案書は１３ページから１５ページになります。農地法第５条届出に係る受理通知書の交付について、９月中に１５件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項（１）から（２）の届出につきましては、農業委員会事務局規程第７条第１項第１号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

続きまして、報告事項（３）、議案書は１６ページから１８ページになります。農地法第１８条第６項の規定による通知について、４件の合意解約がありました。

報告事項（４）、議案書は１９ページになります。転用許可に伴う工事完了報告について、４件の報告書の提出がありました。事務局で現地を調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛に報告書を送付いたします。

報告事項（５）、議案書は２０ページになります。農地転用許可後の工事進捗状況報告について、１件の報告書の提出がありました。事務局で現地を調査し、工事の進捗状況を確認いたしましたので、千葉県知事宛に報告書を送付いたします。

報告事項（６）、議案書は２１ページになります。農地の転用事実に関する照会について、１件を局長専決として回答いたしました。

最後に、報告事項（７）、議案書は２２ページになります。生産緑地地区における行為の制限の解除について、２件の行為の制限の解除がなされ、市長より通知がありましたのでご報告いたします。

報告は以上でございます。

議長

以上で、本日予定されました議案審議は終了いたしました。

（３時４５分）

次に事務連絡がございます。

事務局

\_\_\_\_\_ 事務連絡 \_\_\_\_\_

議長

次に、農政小委員長より連絡事項がございます。

農政小委員長

\_\_\_\_\_ 連絡事項 \_\_\_\_\_

議長

次に、農委だより編集委員会委員長より連絡事項がございます。

農委だより委員

\_\_\_\_\_ 連絡事項 \_\_\_\_\_

長

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後４時００分第１１回農業委員会総会の閉会を宣言した。